

組織を大きく強くする春の大運動・拡大月間

全都を東京土建だらけにしよう



東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>
印刷部数112100部(購読料は組合費に含まれています)
年間購読料1800円(定価50円)

東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972

発行人・編集人
吉川 豊

全3回
連続講座

「働き方改革シリーズ」 事業所セミナー

「第1回 働き方改革に対応せまる 基礎講座」

会場：東京土建本部会館 5階

講師：高田 聡史 社会保険労務士

費用：無料

6月28日(火)
19時～

お申込みは
東京土建一般労働組合へ

FAX 03-5332-3972

今年度の事業所セミナーは、まず6～8月に「働き方改革に対応せまる 基礎編」をテーマに学びます。

2024年4月から完全実施
人を雇用しているなら必須

WEB参加
でも可

第1回セミナーは、働き方改革への対応を始めるうえで何から着手するべきか、確認しながら事業所に求められる対応について学びます。労働時間の管理、残業代などを学び、若い労働者が定着することを目指してセミナーを行います。

学習後は希望の方2名様まで個別相談ができます。※要事前予約

■今後の予定

	日程
第2回	7/27(水) 19:00～20:30
第3回	8/25(木) 19:00～20:30

中小法人・
個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けて売上が30%以上減少した事業者が対象です。給付対象の要件や給付額など、詳しくは所属支部までご相談下さい

申請期日は
5月末日
です

給付額

申請期間 2022年
5月31日(火)まで

給付額 基準期間*1の
売上高-対象月の
売上高 × 5か月分

個人事業主 上限最大50万円

中小法人等 上限最大100万円

*1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

※年間売上高1～5億円は最大150万円、5億円以上は最大250万円

早めの準備が
必要です

申請前の 登録機関による事前確認 は
5月26日(木)まで となります。

2022年
4月から

石綿事前調査の電子申告スタート

解体・改修工事のアスベスト事前調査結果を労働基準監督署と自治体に報告する制度がはじまりました。石綿事前調査結果報告システムを利用することで労働基準監督署、及び自治体の窓口へ書面の提出に出向くことなく行うことができます。

対象 100万円以上の改修工事
工事 80㎡以上の解体工事

申告 パソコン・スマートフォンから
方法 ※事前のIDの取得が必要

ID取得の登録はこちら 厚生労働省「石綿総合情報ポータルサイト」

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system>

※電子申告システムが使用できない場合は、自治体・労働基準監督署への書面での報告が必要



「コロナ禍での春の拡大月間も残り2週間程度となりました。引き続き「コロナ禍での影響により、2021年の建設業の倒産は1,065件(前年比14.5%減)と過去30年で最少でしたが、法的手続き準備中などを含む「新型」コロナ関連破たん」はジワリと増加しています。そのなかで、仲間からは「コロナに罹患して働けない」「収入が激減した」などの悲痛な声が寄せられています。また、全支部で取り組む相談では、融資返済期限が迫る中、事業経営の悪化とともに、追い打ちをかけるように不払いの相談も増加しています。

さらに、組合とのつながりがある事業主でも協会けんぽに移行し、法定福利費による上位業者の無理解等で組合を離れるケースなど、様々な事案がひろがっています。この春の拡大月間は、新たな仲間を増やし組織を大きく強くして、全都を東京土建だらけにすること、そのために、すべての仲間、すべての事業所と対話し、仲間の仕事とくらしを守る月間にしていくことが重要です。現場・地域で「困ったら東京土建」を多くの末組織の仲間を含めて声をかけていきましょう。

仲間の仕事とくらしを守る

春の拡大月間

すべての仲間・事業所と対話し

社会保障拡充月間 仲間の声と運動で 命とくらしを守るっ!

5~6月を社会保障拡充月間と位置づけ「社会保障改悪阻止」に向けた運動を強化します。

政府は「全世代型社会保障」の名のもとに、高齢者と現役世代の対立をあり、社会保障費を抑制する施策を次々と実施しています。またコロナ禍にも関わらず、病院ベッド数の削減や病院の再編統合を推し進めようとしています。東京都においては都立病院を独立法人化することを3月の議会で可決しました。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。

以下の行動で社会保障制度を私たち国民の手に取りもどしましょう!

学習活動	「社会保障と税の大問題」 学習リーフレットを活用した学習活動を広めよう! 「6・20憲法25条を守れ」 本当の社会保障を取り戻す学習決起集会」に参加しよう
署名活動	「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、 国民のいのちと健康を守るための国会請願署名」 に取り組もう
宣伝行動	5月・6月24日を中心に「全都一斉駅宣行動」に 取り組み世論喚起を進めよう!

6月からは建設国保育成強化・補助金獲得に向けた厚労省へのハガキ要請も始まります。「全員でできる運動」として多くの仲間に協力を呼びかけましょう!

14年に及ぶ建設アスベスト訴訟
これまでの前進を力に4陣提訴

建材企業が参加・拠出する 補償基金制度実現へ

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部は2008年5月16日に東京二陣を提訴。そして、2021年5月17日には、建設アスベスト訴訟(神奈川・東京・京都・大阪二陣)において、最高裁判決が言い渡されました。最初の提訴から13年と1日という月日が流れました。この間、7割の原告が志半ばで亡くなっています。

最高裁判決から給付金法成立へ

2021年5月17日、最高裁が判決を言い渡し、国の規制権限不行使の違法はもとより、一人親方等を安衛法、国賠法の対象とし、賠償を認めるとともに、被告建材企業の責任を断罪する原告の大勝訴となりました。一方で、屋外作業者に対する国の責任を否定したことや責任期間を狭く限定して救済に線引きしたこと等は極めて不当であり、強く抗議しなければなりません。

判決翌日には、菅首相(当時)が原告団・弁護団の代表に直接、被害者及びその遺族に深くお詫びする旨の謝罪の意を表明し、午後には田村厚生労働大臣(当時)との間で基本合意書に調印しました。

2021年6月9日、未提訴の建設アスベスト被害者に裁判和解額と同額の給付金を支給する法律が参議院本会議にて全会一致で可決成立。

被害者が裁判をすることなく国から補償を受けられる簡易・迅速な制度が実現し、今年1月から給付金の申請が始まりました。東京土建でも100人を超える仲間が申請し、被害者に国からの給付金が支払われはじめています。

アスベスト建材メーカー訴訟(新訴訟II 4陣) 提訴へ 仲間の力で全面的解決を

6月7日に建材メーカーを被告とする新しい裁判を全国で一斉に提訴します。被害に真摯に向き合わない建材メーカーをさらに追い詰め、被害者への謝罪と賠償

■建設アスベスト訴訟で勝ち取られた成果

国の責任	マスクの着用とアスベスト建材が危険であることに警告表示を義務付けなかった違法が確定 *違法期間 1975年10月1日~2004年3月31日 (吹付け作業は1972年10月1日~)
建材企業の責任	アスベスト建材に警告表示をしなかった違法が確定 *違法期間(同上) *賠償確定企業11社
係属訴訟の和解	地裁や高裁にかかっている全国の裁判で国と和解 *すでに7割の原告が国と和解
給付金法・制度創設	未提訴被害者に和解金と同水準の給付金を支給する法律制定 推定対象者数：今後の被害者を含め3万人 *今年1月19日から申請開始
全国連絡会と継続協議	国は建設アスベスト訴訟全国連絡会との間で治療法や国以外の者の賠償の在り方等について継続協議することが基本合意書で明記



償を実現し、建材メーカーが拠出する補償基金制度にする法改正へ結びつける裁判です。つまり、「国の給付金制度ができたことで問題は解決済みである」という雰囲気を変え、建設アスベスト被害は続いていることを社会にアピールし被害者全面救済に向け、建材メーカーも補償基金に拠出するべきとの世論をつくる意味もあります。

14年に及ぶ全国の血のにじむようなたたかい、議員要請、省庁交渉、企業交渉、署名の積み上げ、集会、街頭宣伝…原告と私たちの運動と声最高裁判決や国の給付金制度につながりました。

建設アスベスト問題の解決から、全てのアスベスト問題解決へむけて、引き続き「つぐなえ!あやまれ!なくせ!アスベスト被害」をスローガンに運動を広めましょう。